

ID: 133

担当部署: 農政課

処分の概要	分担金の徴収		
例規名 根拠条項	柴田町農林業事業に関する分担金徴収条例 第3条		
例規番号	昭和60年条例第17号		
<p>【基準】</p> <p>第3条及び第4条の規定による。 (分担金の徴収を受ける者)</p> <p>第3条 分担金の徴収を受ける者は、当該事業の施行により利益を受ける土地の所有者及び使用者並びに農業用施設の利用者(以下「受益者」という。)とする。 (分担金の総額)</p> <p>第4条 分担金の総額は、第2条に掲げる事業ごとに、必要経費のうち国又は県から交付を受けた補助金の額を控除した額を超えない範囲内で、予算により定める。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日